

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！シニア世代の消費者被害
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！ シニア世代の消費者被害

シニア世代の消費者被害が後を絶ちません。

平成25年度にアイネスが受け付けた消費生活相談件数のうち、70歳以上の相談が最も多く22%を、次いで60歳代が14%を占めており、特に70歳以上の相談件数が増加しています。

そこで、シニア世代の消費者被害についてまとめました。

シニア世代に多い相談内容

〈70歳以上〉

- ・第1位：健康食品 …健康食品の送り付け等で、昨年度から急増
- ・第2位：商品一般 …商品やサービスが特定できないもの（注文した覚えがないため開封していない商品や、覚えのない請求書等）
- ・第3位：新聞 …長期間の購読契約に関するもの 等

〈60歳代〉

- ・第1位：デジタルコンテンツ …インターネットを通じたの情報提供サービス
アダルトサイト（ワンクリック請求）や出会い系サイト 等
- ・第2位：健康食品
- ・第3位：その他金融サービス
…クレジットカードの紛失・入退会、海外の通貨・宝くじの取引 等

健康食品のトラブル

昨年度多かったのが、健康食品の送り付けトラブルの相談です。最近はこれに代わって、次のような相談が多くなっています。

〈初回限定格安の健康食品〉

初回限定で格安の健康食品を買ったのに、その後も継続して通常価格の商品が送られてくるという相談です。

テレビ広告や新聞の折り込みチラシでよく目にする**初回限定の購入申し込み**ですが、その後の**継続購入の申し込みとセットの契約**になっていて、次の月から通常価格の商品が継続して送られてくる場合がありますので注意が必要です。

また一度申し込んだら、その後電話勧誘が頻繁にあるという相談もあります。

【アドバイス】

- 購入の申し込みの際は、本当に必要なものかをよく考えて判断しましょう。
- パンフレットや商品に同封されている説明書をよく読みましょう。
- お困りの際は、市町村の消費生活相談窓口やアイネスにご相談下さい。

〈有料だった健康食品の試供品〉

無料と思って飲んだ試供品が有料だったとの相談が寄せられています。

健康食品の試供品を送ると電話があり、無料だと思って承諾したら、その後に代金を請求されたり、健康食品は無料でも送料分を請求されるものです。

【アドバイス】

- 業者が「試供品」「お試し」「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- 試供品が無料でも、その後、商品購入の勧誘が続くこともあります。
- 試供品の勧誘があった際は、本当に必要なものかをよく考えて判断しましょう。

〈健康食品の効能〉

テレビ等にあふれる健康食品の広告。実は、健康食品は薬ではなく食品です。「**やせる**」、「**病気が治る**」など効能や効果を宣伝、表示することは、薬事法で禁止されています。

一方、企業が提供する情報では有効性のみが強調されるため、誤解を生じやすい状況にあります。健康食品は、あくまでも食生活における補助的なものと考えることが大切です。

健康食品に関するホームページでお勧めは、

独立行政法人国立健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性情報

<https://hfnet.nih.go.jp/> です。

同ページの「素材情報データベース」では、健康食品に含まれる成分の有効性や安全性の最新情報が満載です。

劇場型勧誘…買え買え詐欺

「必ずもうかる」など言葉巧みに未公開株や外国通貨等への投資を勧誘する『利殖商法』や、訪問してきた業者が必要のない工事契約や高額な商品の契約を迫る『点検商法』など、シニア世代には様々な勧誘が行われていますが、特に巧妙化しているのが『買え買え詐欺』の手口です

〈買え買え詐欺とは〉

複数の登場人物が次々に登場して、まるで演劇のようにそれぞれの役を演じて消費者をだまして、お金を振り込ませようとするのが、買え買え詐欺です。

未公開株、社債や、老人ホームの権利、東京オリンピックなど対象は様々ですが、シニア世代が興味を持ちそうな事業や社会貢献に関係するものが多くなっています。

〈詐欺の手口〉

典型的な手口は次のようなもので、ますます巧妙化しています。

- ① ある日突然、A社の事業に関するパンフレットが自宅に届きます。
- ② その後B社から、「A社のパンフレットが届いていないか?」、「パンフレットが届いた人だけが、A社の事業の権利を買うことができる。あなたがA社から買っていただければ、すぐに高額で買い取る。」など次々と電話で勧誘し、契約をまねています。
- ③ 消費者がA社に商品の購入を申し込んで代金を払った途端に、A社、B社とも連絡が取れなくなって詐欺と気づきます。
- ④ 勧誘を断っても、震災のボランティア活動を行うので名義だけでも貸してほしいなどと依頼され、了解すると、その後に、名義貸しが国等にばれたので対応のために至急30万円が必要などと要求されています。
- ⑤ 更に、一度被害にあった人に対して、「被害を取り戻す」などといって、お金をだまし取る手口も増えています。

【アドバイス】

- 「買え買え詐欺」では一度お金を送ってしまうと、取り戻すことは困難です。
絶対にお金を払わないで下さい。
- 勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。
早めにきっぱり断りましょう。
- トラブルに遭っている人のほとんどがシニア世代です。
家族や周囲の人の見守りが大切です。
- 買え買え詐欺に限らず、おかしいと思ったときやトラブルが起きたときは、できるだけ早く市町村の消費生活相談窓口やアイネスにご相談下さい。

個人情報をめぐるトラブル

県や国の公的機関や大手企業の名前をかたって、個人情報を聞き出すなど、個人情報に関するトラブルが増加しています。

〈相談事例〉

- ・ 県庁からの電話で、誕生日や年金の受給額を聞かれ、調査に協力しないと、年金を停止すると脅された。電話を切っても、すぐに電話がかかる。
- ・ 公的機関をかたり、「あなたの個人情報が漏れている。削除してあげる」と電話があった。

【アドバイス】

- 公的機関が個人宅に電話して、いきなり誕生日や家族構成などを尋ねたり、年金の支給停止を告げるなどということはありません。
- 個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切って下さい。
- お困りの際は市町村の消費生活相談窓口やアイネスにご相談下さい。

新聞購読のトラブル

訪問販売に伴うトラブルで最も多いのが、新聞の購読契約に関するものです。なかでも高齢者から多くの相談が寄せられています。

これは、数年先の契約を強引に勧められ、つい了承してしまったり、契約期間が終了するまでの間に、入院や介護、死亡などにより購読が続けられなくなったなどによるものです。

新聞購読契約の注意点については、**アイネス消費生活情報No.116**をご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/235347_370277_misc.pdf

アダルトサイトのワンクリック請求

インターネットを通じての情報提供サービス（デジタルコンテンツ）の相談で多いのが、アダルトサイトのワンクリック請求です。

アダルトサイトで、無料と思ってクリックしたら、いきなり料金請求画面が出た、という相談は、高齢者からも多く寄せられています。

ワンクリック請求の対処法については、**アイネス消費生活情報No.117**をご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/235347_372762_misc.pdf

■ アイネス作製のネットトラブル未然防止DVDをご活用ください！

ネットトラブル未然防止学習教材（DVD）

「ちょっと待って！ そのクリック大丈夫？ 知って防ごう！ ネットトラブル」は、大分県のホームページからご覧になれます。

http://www.mejiron.tv/channel/2/video_detail.php?vc=136574234246

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）では、**DVDの貸出し**を行っていますのでご利用ください。【問合せ・申込み先：097-534-2038】

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====